

# 地域生活支援事業の事業実施例

※ 資料は提供時点での案であり、今後、変更があり得るものである。

# 事業実施例資料一覧

## ○埼玉県

事例1 コミュニケーション支援事業の進め方について (P2~P5)

## ○神奈川県

事例2 移動支援事業について (案) (P6~P20)

## ○神奈川県川崎市

事例3-1 移動支援事業・生活サポート事業実施案  
(P21~P38)

事例3-2 移動支援事業における提供体制確保のための措置  
について (P39)

事例3-3 他事業の施行準備状況について (P40)

事例3-4 川崎市緊急手話通訳者派遣事業実施要綱  
(P41~P44)

## ○千葉県印西市

事例4-1 地域生活支援事業関係規則 (案) (P45~P64)

事例4-2 地域生活支援事業教示文 (案) (P65)

事例4-3 地域生活支援事業様式集 (案) (P66~P78)

事例4-4 印西市移動支援事業委託契約書 (案) (P79~P82)

事例4-5 地域活動支援センター事業委託契約書 (案)  
(P83~P86)

事例4-6 印西市日中一時支援事業委託契約書 (案)  
(P87~P90)

事例4-7 印西市地域生活支援事業実施規則の制定について  
(案) (P91~P97)

## ○岐阜県多治見市

事例5 多治見市障害者自立支援条例 (案)  
(P98~P104)

## ○〇〇県〇〇市

事例6-1 〇〇市相談支援事業実施要綱 (案)  
(P105~P107)

事例6-2 〇〇市成年後見制度利用支援事業実施  
要綱 (P108~P110)

事例6-3 〇〇市障害者移動支援事業実施要綱  
(案) (P111~P114)

事例6-4 〇〇市日中一時支援事業実施要綱 (案)  
(P115~P117)

事例6-5 相談支援事業委託契約書 (案)  
(P118~P120)

事例6-6 移動介護事業委託契約書 (案)  
(P121~P123)

事例6-7 日中一時支援事業委託契約書 (案)  
(P124~P126)

事例6-8 障害者相談支援体制 (案) (P127)

事例6-9 地域活動支援センター整備図 (案)  
(P128)

## 事例1

H18.6.15 埼玉県市町村障害福祉計画担当係長会議

# コミュニケーション支援事業の進め方について

# コミュニケーション支援事業の進め方について

平成18年6月15日  
埼玉県障害者福祉課  
社会参加推進担当

## 1 コミュニケーション支援事業とは(障害者自立支援法第77条により市町村に義務化)

- (1) 手話通訳者派遣事業
- (2) 要約筆記奉仕員派遣事業
- (3) 手話通訳者設置事業(手話通訳者を福祉事務所等の公的機関に設置する事業)

## 2 基本的な考え方

- 利用者の生活実態等を把握した上できめ細かなコミュニケーション支援を行うためには、聴覚障害者に身近な市町村が自ら派遣事業等を実施するのが原則である。
- ただし、事業の立ち上げには聴覚障害者をはじめとする関係者間で意見調整をするために相当の時間がかかるのが通例であるため、準備が整うまでの当分の間、専門の機関等に委託することもやむを得ない。

## 3 実施形態

### (1) 自ら実施する場合(市町村社会福祉協議会等に委託する場合を含む)

- 派遣事業をコーディネートするための手話通訳ができる人材を配置する。
- 専任又は登録の手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣する。

#### (参 考)

ア 県内での実施状況(平成18年4月1日現在)

- ① 手話通訳者派遣事業(30市町村)
- ② 要約筆記奉仕員派遣事業(2市)

イ 市町村障害者社会参加促進事業(国庫補助事業)でコミュニケーション支援関係事業を実施した18市の平均事業費(平成16年度実績)

→ 11,340千円(1か所当たり)

ウ 本庄郡市地域のように、複数の市町村で連携し広域的に実施している例もある。

## (2) 埼玉聴覚障害者情報センター(※)に委託する場合

- 各市町村が個別に埼玉聴覚障害者情報センターと業務委託契約を締結し、委託料を支払うことにより、同センターから手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣を受けるもの。
  - 希望する市町村は、必要な委託料を用意する。
  - おおよその費用の目安(利用回数により大きく変動する。)
    - ① 手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣を受ける場合(100～250万円程度)
    - ② 要約筆記奉仕員のみ派遣を受ける場合(50～100万円程度)
- ★ 委託料は、人口規模に応じた事務費(年間一定額)と派遣件数に応じて変動する派遣費用の二本立てで構成される予定。

※ 埼玉聴覚障害者情報センターとは

社会福祉法人 埼玉聴覚障害者福祉会が設置する身体障害者福祉法第34条に定める聴覚障害者情報提供施設で、県が手話通訳者等の派遣・養成事業等を委託している。埼玉県浦和地方庁舎別館内に所在。

## 4 重要な留意点

### (1) 調整組織の設置

派遣事業は利用者(聴覚障害者)の声を反映し、真に利用しやすい仕組みにすることが重要。

このため事業の準備、実施に当たっては、地域の聴覚障害者(団体)の代表者、手話通訳者(手話サークルのメンバー)や要約筆記奉仕員の代表者、市町村の担当者等からなる準備委員会・運営委員会等の調整組織を設置し、十分な時間をかけて望ましい派遣事業のしくみを検討・準備し、事業を円滑に準備・運営できるようにすること。

### (2) 利用者負担について

コミュニケーション支援事業は、聴覚障害者への情報保障であり有料化にはなじまない性質のものであるため、派遣にあたっては、従前どおり利用者負担を求めない形(無料)で実施されたい。

## 5 実施方法

平成18年10月1日から市町村で義務化されるため、平成19年度から県の代行事業は廃止する。それまでには、上記4-(1)、(2)に留意し、次のいずれかの方法で必ず各市町村で事業が実施できるよう準備すること。

- ① 市町村が直接実施する場合  
必ず上記4-(1)の手順を踏み、事業の実施に必要な経費を予算措置すること。
- ② 市町村社会福祉協議会等に委託する場合  
①に準ずる体制で準備に努めるよう市町村が調整し、所要額を予算措置して社会福祉協議会等と委託契約を締結すること。
- ③ 埼玉聴覚障害者情報センターに委託する場合  
所要額を予算措置して、同センターと委託契約を締結すること。

## 6 その他

- 市町村における奉仕員の養成について
  - ・ 国の地域生活支援事業実施要綱(案)では、市町村地域生活支援事業の「その他の事業」の中で手話奉仕員等の養成研修事業が位置づけられているので、特に手話奉仕員については各市町村で養成研修を行うこと。
  - ・ 県では、市町村で養成された奉仕員を基礎にして、さらにこれらの人材のレベルアップを図るために手話通訳者養成講習を行い、養成後、手話通訳者としてこれらの人材を再び地域に戻し、市町村での派遣事業を担う人材として活躍していただくことを考えている。
  - ・ なお、各市町村ごとに希望者を募集しても、人数が少なすぎて養成研修会ができないところもあるという実態も承知しているため、埼玉聴覚障害者情報センターがこれらの地域の希望者を取りまとめ、広域で奉仕員の養成研修事業(市町村からの委託事業)を実施することも検討している。

## 事例2

H18.7.5 神奈川県障害者自立支援法施行推進会議

# 移動支援事業について (H18・10～)

～検討案～

# 1. 10月以降の移動支援について

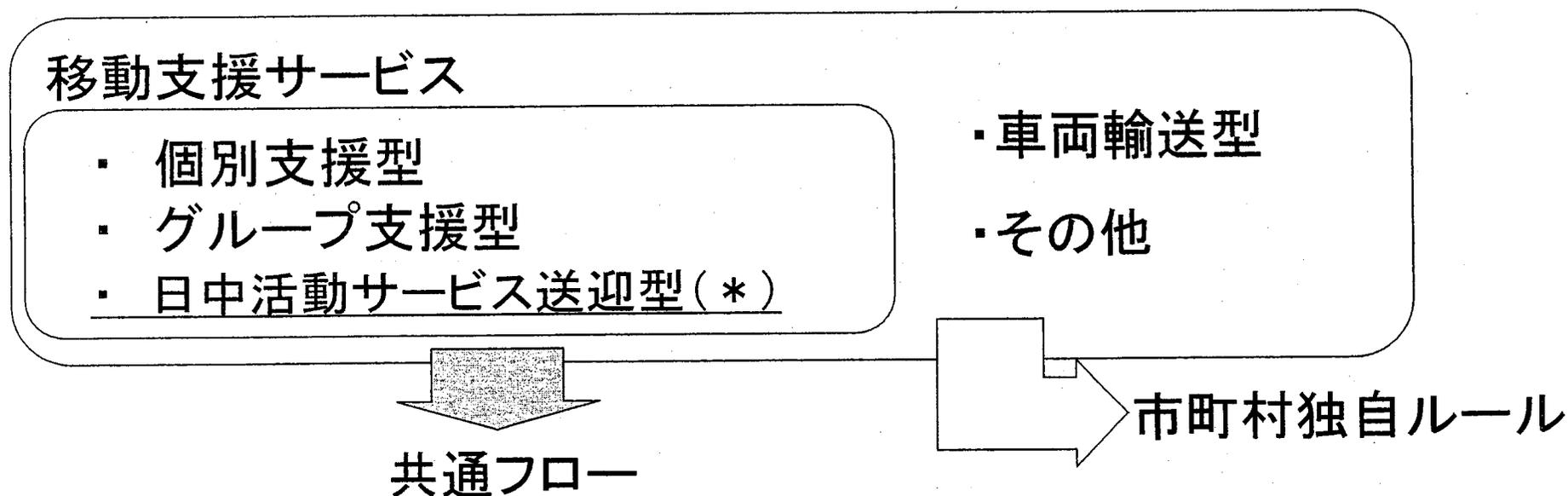
## (1) 背景

- 現行の外出介護サービスは、9月末日で廃止される。
- 10月からは移動支援として市町村地域生活支援事業(必須事業)に位置付けられる。

移動サービスの種類	外出介護(4~9月)	移動支援(10月~) *原則
実施主体	市町村	市町村
給付の形態	個別給付(自立支援給付)	原則委託料 (市町村地域生活支援事業)
単価(丙地)	介護なし 30分~ 800円~ 例:2H 3,000円 介護あり 30分 2,300円~ 例:2H 6,620円	市町村の定めによる
支給決定	有	無(市町村の定めにより利用決定)
受給者証発行	有	無(市町村の定めにより利用決定通知)
利用契約	必要	不要
利用者負担	有(上限あり)	市町村の定めによる
事業者指定	有:都道府県知事の指定	無:市町村長との委託契約等
財源	国1/2、県1/4(負担金)	国1/2、県1/4(統合補助金)

## (2) 基本的な考え方(案)

- ・ 個別給付の形態の継続が望まれる対象については、現行の個別給付に準じた仕組みを創設する。(実施については市町村の判断)
- ・ 個別給付に準じる仕組みは、広範囲で実施することでスケールメリットが生じることから、神奈川県内市町村の共通フローを設定する。
- ・ 柔軟な委託形態が望まれる対象については、新たに各市町村ごとに地域の実情の応じた仕組みを創設する。



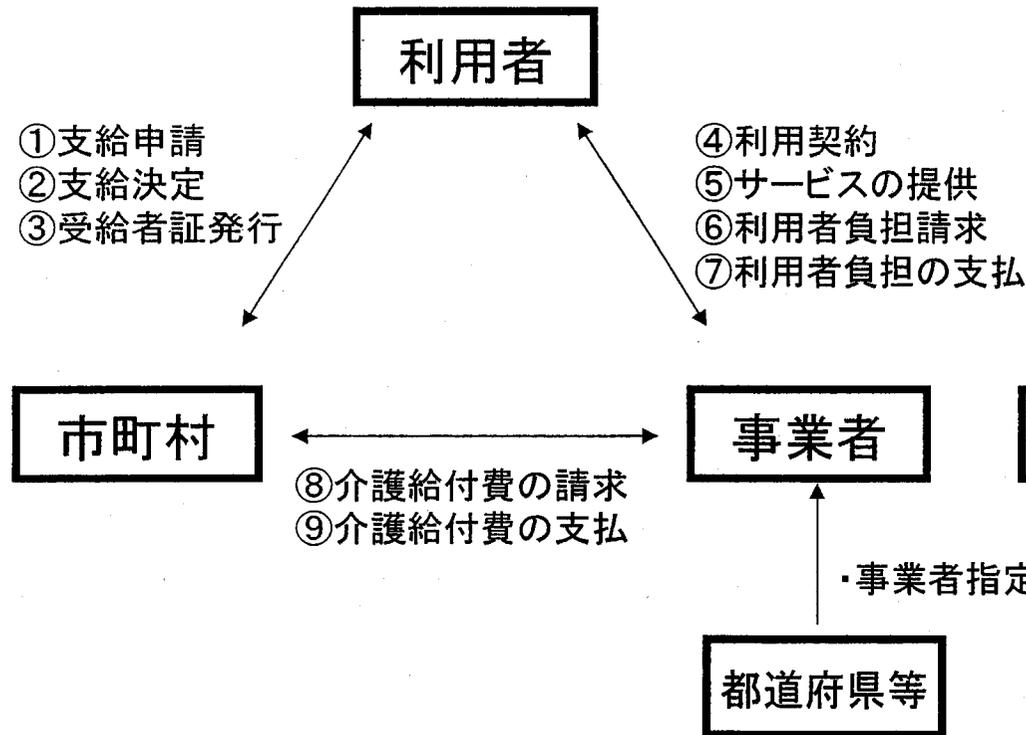
※日中活動サービス送迎型

・ H18.10以降、日中活動系サービス(児童デーサービスを除く)には送迎に係る加算が報酬上設定されていない。(H18.3.1全国課長会議資料1-2参照、)

・ 従来、デイサービス事業、短期入所事業には送迎加算(それぞれ54単位、184単位:片道)が設定されていることから、これらを市町村事業として位置付ける必要があるという意見がある。

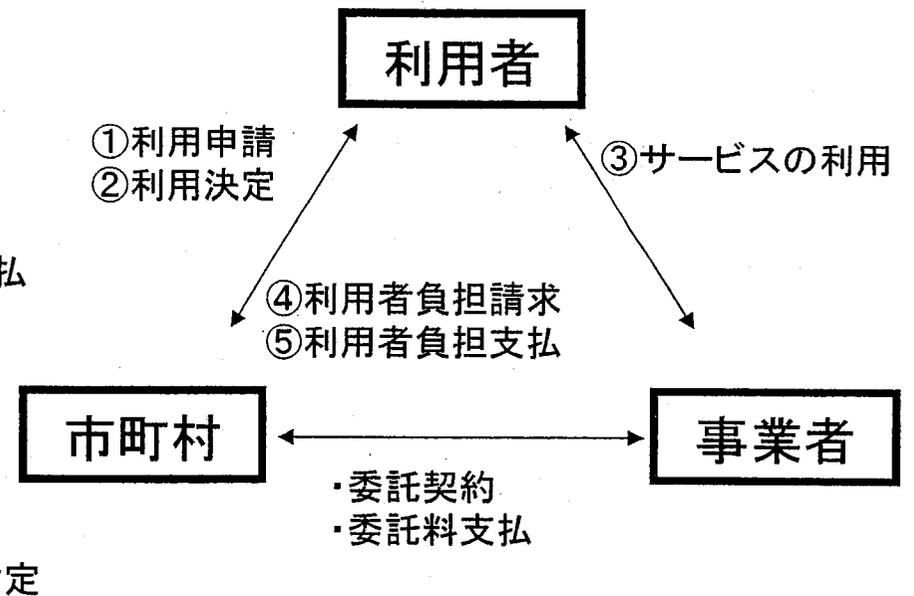
## 外出介護(自立支援給付)

(4~9月)



## 移動支援(地域生活支援事業)

(10月~) \*原則



※利用者負担の支払い方法については、別途検討

○主なメリット
○事業者を選択しやすい
○個別給付であるため利用者の権利が明確
○国報酬基準により事業者が事業に参画し易い
×主なデメリット
×個別給付であるためヘルパー1対利用者1が原則
×国制度の告示により利用目的を限定

○主なメリット
○市町村裁量によりヘルパー1対利用者複数が可能
○市町村裁量により利用目的の拡大が可能
×主なデメリット
×個別事業者ごとに委託契約が必要
×市町村委託であるため利用者の権利が不明確
×市町村ごとに単価が異なるため事業者が参画しにくい

## 2. ガイドライン案

### (1) サービスの対象者の特定

対象者	キーワード
①視覚障害児者、全身性障害児者	○障害程度区分による限定 ○身体障害者手帳等級による限定 ○その他
②知的障害児者	○障害程度区分による限定 ○療育手帳等級による限定 ○その他
③精神障害児者	○障害程度区分による限定 ○精神保健福祉手帳等級による限定 ○その他
④その他の身体障害児者 (現行制度では対象外)	○障害程度区分による限定 ○身体障害者手帳等級による限定 ○その他

※対象者は各市町村において給付基準を設けることにより柔軟に設定可能

## (2) サービスの適用範囲を設定

### ア 社会生活上必要不可欠な外出

(官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買物、冠婚葬祭等)

### イ 余暇活動等社会参加のための外出

(レクリエーション等)

※適用範囲は各市町村において支給決定基準を設けることにより柔軟に設定可能

### (3) サービスの種類及び単価

#### ア 個別支援 → ガイドヘルパー「1」:利用者「1」

時間	移動支援算定単位(案)	
	身体介護あり	身体介護なし
~0.5	***	***
~1.0	*** (+**)	*** (+**)
~1.5	*** (+**)	*** (+**)
~2.0	*** (+**)	以後 (+**/0.5H)
~2.5	*** (+**)	
~3.0	*** (+**)	
~3.5	以後 (+**/0.5H)	
~4.0		
~4.5		
~5.0		
5.0~		

(参考:介護給付費)		
身体介護	家事援助	行動援護
230	80	230
400(+170)	150(+ 70)	400(+170)
580(+180)	225(+ 75)	580(+180)
655(+ 75)	以後 (+70/0.5H)	728(+148)
730(+ 75)		876(+148)
805(+ 75)		1024(+148)
以後 (+70/0.5H)		1172(+148)
		1320(+148)
		1468(+148)
	1616(+148)	

- 単価水準をどのように設定するか。(市町村別の設定は可能)
- 利用目的(サービスに適用範囲ごとに報酬水準を設定するか。)
- 一日あたりの利用上限を設定するか。

# イ グループ支援

$$= \text{〇〇} * 1/2 * \underline{1.2}$$

$$= \text{〇〇} * 1/3 * \underline{1.3}$$

$$= \text{〇〇} * 1/4 * \underline{1.4}$$

$$= \text{〇〇} * 1/5 * \underline{1.5}$$

時間	移動支援算定単位(案)				
	1:2	1:3	1:4	1:5	
~0.5	***	***	***	***	
~1.0	***	***	***	***	
~1.5	***	***	***	***	
~2.0	***	***	***	***	
~2.5	***	***	***	***	
~3.0	***	***	***	***	
~3.5	.	.	.	.	
~4.0	.	.	.	.	
~4.5	.	.	.	.	
~5.5					
5.5~					

※基準単位÷グループ員数×係数

## ウ 日中活動サービス送迎型

サービス種類	片道(回)
療養介護	●●単位
生活介護	●●単位
自立訓練	●●単位
就労移行支援	●●単位
就労継続支援	●●単位
地域活動支援センター	●●単位
短期入所	××単位

## 4. 利用者負担

### (1) 自立支援給付費と併せて上限管理するパターン

- ・ 9月までの制度経過及び自立支援給付との整合性を図るため、利用者負担は原則として徴収する。(報酬額の1割)
- ・ ただし、移動支援利用者は、障害福祉サービスを併用している者が多いことから、障害福祉サービスの利用における利用者負担制度との整合性を図る。

